

ネーミングライツスポンサー募集要項【提案公募型】

1 目的

県有施設等に対し「新たな愛称を付ける権利（以下、「ネーミングライツ」という。）」の導入により、その対価を施設の運営やサービスの維持・向上のための財源に充てるとともに、県と民間企業との連携・協働を推進するため、ネーミングライツを取得するスポンサーを募集するもの。

2 対象施設

すべての県有施設等（施設の一部も可）

ただし、県庁等の庁舎、学校、病院、警察施設、福祉施設等は対象施設から除外します。

参考として、別表で対象となる主な施設リストを示しています。

また、別表施設リストに記載のない施設等については、ネーミングライツの対象施設として適当かどうか事前の協議があります。

3 募集期間

随時

提案応募があり、ネーミングライツ導入施設として適当であると判断した場合は、県ホームページに「対象施設名」及び「募集受付停止日（導入を決定した日から 30 日後を目安）」を掲載します。告知期間中に別の提案があった場合は、併せて審査し、優先して交渉する相手方（以下、「優先交渉権者」という。）を選定します。

なお、受理した提案は受付順を問わず同等に扱い、公平かつ公正に審査します。

4 募集の条件

（１）応募資格

ア～ウすべてを満たすものとする

ア 法人であること

イ 次の業種又は事業者該当しないこと

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する接客業務受託営業又は同法第 35 条の 2 に規定する特定性風俗物品販売等営業を営むもの
- ②たばこに係るもの
- ③ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものは除く。）
- ④法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- ⑤権利関係や取引の実態が不明確なもの（いわゆるマルチ商法（連鎖販売取引）やそれに類するもの、キャッチ商法（キャッチセールス）、催眠商法などの悪質商法等）
- ⑥事業の実施にあたり法令等の規定により、許可、認可、登録、届出等の手続が必要とされているもので、これらの手続がなされていないもの
- ⑦破産者で復権を得ないもの又は会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生若しくは再生の手続中のもの

- ⑧県から指名停止を受けているもの又は指名停止期間終了の後2年を経過しないもの
- ⑨指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの
- ⑩県税を滞納しているもの
- ⑪その法人等の役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないもの
- ⑫その法人等の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの

ウ 富山県内に事業所を有するなど本県との関わりが深い企業であること

（2）提案金額（ネーミングライツ料）

年間契約額（消費税及び地方消費税を含まない）を提案してください。

契約期間の始期や終期が年度途中となる場合、その年度のネーミングライツ料については月割計算（1円未満切捨て）とします。

（3）契約期間

原則3年以上を想定しています。

（4）新たな愛称にかかる条件

ア 次のいずれかに該当するものは、名称として使用できない

- ①公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ②人権侵害となるもの又はそれおそれのあるもの
- ③政治性又は宗教性のあるもの
- ④その他、名称として適当でないと認められるもの

イ 契約期間内の名称の変更はできない

ウ 命名は施設の愛称であり、条例上の正式な施設名は変更しない

（5）名称変更に伴う費用負担

ア 施設の看板・サイン等設置にかかる費用はスポンサーの負担とし、デザイン、工事の方法等については県と協議のうえ決定する

イ 契約終了後の原状回復についてもスポンサーの負担とする

[注] 看板・サイン等の設置場所・数量・仕様などを事前に確認したい場合は、6（2）「質問・相談の受付」によりお問合せください。

5 申込方法

（1）提案書の提出

[主な施設リストに掲載のある施設の場合]

提案する施設について、提案書（様式1）とすべての添付書類をあわせて、下記まで持参または郵送、電子メールのいずれかの方法で提出願います。郵送による提出の場合は、簡易書留郵便等の追跡が可能な方法によるものとします。

[主な施設リストに掲載のない施設の場合]

提案する施設について、提案書（様式 1）と添付書類①企業・団体の概要のみを、下記まで持参または郵送、電子メールのいずれかの方法で提出願います。郵送による提出の場合は、簡易書留郵便等の追跡が可能な方法によるものとします。

ご提案いただいた施設がネーミングライツ対象施設として適当かどうかを協議し、適当であると判断された場合は、添付書類②～⑦を追加で提出いただきます。

（２）質問・相談の受付

提案にあたり質問や相談がある場合は、書面（任意様式）により受け付けます。質問等に対する回答は、随時質問等の提出者へ文書にて回答するとともに、ネーミングライツに係る一般的な質問等の場合は、質問等提出者を特定できない形で、県ホームページに掲載することがあります。

なお、次の質問については、受け付けません。

- ・選定基準に影響を及ぼす質問
- ・他の応募者に関する質問
- ・その他、公募に参加する者として適切でない質問

（３）留意事項

ア 同一施設に対して同一企業・団体による複数の提案はできません

イ 提案内容を確認するため、応募者に対し、必要に応じてヒアリングの実施又は追加資料の提出を求める場合があります

ウ 提出書類は理由の如何にかかわらず返却しません

エ 提出書類の提出後に応募を取り下げの場合は、「応募取下届」（任意様式）を提出願います

オ 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします

カ 提出書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は応募者に帰属します。ただし、県は、本事業に関する公表及びその他県が必要と判断した場合には、提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします

キ 提出書類は、富山県情報公開条例（平成 13 年条例第 38 号）に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります

6 選定方法

（１）選定の時期

提案受理後の導入決定日から 30 日後を目安として募集受付を停止し、選定に移ります。

（２）選定委員会の開催

県が別途設置する「選定委員会」において、応募企業・団体、名称、金額及び期間を総合的に勘案し、優先交渉権者を決定します。応募者が 1 者のみであった場合も実施します。評価点の合計が満点の 60%以上を選定基準とし、審査の結果、優先交渉権者なしとなる場合があります。なお、選定委員会は非公開とします。

(3) 選定結果の通知・公表

選定後、すべての応募者に文書で通知し、選定された優先交渉権者をホームページで公表します。優先交渉権者以外の応募者の情報は、原則として公開しません。

7 契約の締結等

(1) 契約の締結

優先交渉権者の決定後、県と優先交渉権者はネーミングライツに係る契約に向けた必要な協議後、契約を締結します。

(2) 契約の解除

募集要項で定める応募資格を偽るなどの不正行為により契約が成立したことが明らかになった場合、又は契約に規定する義務を履行しない場合、県は契約を解除できます。この場合、原状回復に必要な費用はスポンサーが負担するものとし、すでに納入されたネーミングライツ料は返還しません。

8 契約期間終了後の取扱い

契約期間終了後、スポンサーに更新又は継続に係る優先交渉権は付与しません。スポンサーに継続の意向がある場合であっても、改めて募集・選定を行います。

9 提出及び問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7

富山県 経営管理部 財産管理室 民間活力導入・財産活用課 (担当 佐藤)

電話番号 : 076-444-4080 (直通)

電子メール : azaisankanri@pref.toyama.lg.jp

[電子メールによる提出の場合]

送信後、電話で到達の確認をしてください。

[郵送による提出の場合]

簡易書留郵便等の追跡の可能な方法としてください。

[持参による提出の場合]

土日祝日を除く午前9時から午後5時にご来庁ください。